

死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査結果について

1月8日に金沢市内で回収されたフクロウ1羽の死亡個体について、県の家畜保健衛生所で簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス「陽性」であることが確認されました。

今後、遺伝子検査のため、国立環境研究所（茨城県つくば市）に検体を送付し、高病原性の有無を確認予定であり、現時点では、高病原性鳥インフルエンザが確認されたわけではありません。

1 死亡個体の確認地点 金沢市内

2 経緯

1月8日 フクロウ1羽の死亡個体を回収、簡易検査の結果、「陽性」

3 今後の対応について

- (1) 半径3km内にある家きん飼養施設（1カ所、2羽）に対する対応
本日9時に立入検査を実施し、異常ないことを確認済み
- (2) (1)以外の家きん飼養施設に対する対応
本日中午に、県内全ての家きん飼養施設に対し、情報提供及び注意喚起
- (3) 庁内における情報共有
本日午前中に関係部局に電話連絡（対策警戒本部会議は開催しません）
- (4) 死亡野鳥の発見場所から半径10km圏内のパトロール
既に監視パトロールを実施している20地点に8地点を加え、2月5日まで実施
- (5) 環境省による野鳥監視重点区域の指定
10日に死亡野鳥の発見場所から半径10km圏内を追加で指定予定
(本来、監視パトロールは環境省による野鳥監視重点区域の指定の翌日の11日から実施するものですが、今回は前倒しで本日から実施します)

【留意事項】

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますので、鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをお願いいたします。

県民の皆様の冷静な行動をお願いいたします。

また、死亡野鳥を発見した場合は、県自然環境課やお近くの県農林総合事務所、市町役場にご連絡ください。

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から厳に慎むようお願いいたします。